

茨城県電力協会会則

附規定細則

昭和49年4月1日改訂施行
昭和57年4月1日改訂施行
平成27年7月1日改訂施行
平成28年4月1日改訂施行
令和 2年4月1日改訂施行
令和 4年6月8日改訂施行

茨 城 県 電 力 協 会

茨城県電力協会会則

第1章 名称及び組織

第1条 本会は茨城県電力協会と称し、土浦市千束町4番18号東京電力エナジーパートナー株式会社販売本部東関東本部に事務局をおき、茨城県内一般電気消費者、自家用電気施設者および電気事業者ならびに官公庁・団体等で本会の趣旨に賛同するものをもって組織する。

第2章 目的

第2条 本会は一般電気消費者ならびに自家用電気施設者の世論を代表して、その実現に努めるとともに、電気事業の健全な発展により産業の振興と県民福祉の増進に寄与し、かつ電気知識の普及と電化推進に努め、あわせて会員相互の交流を通じ、連帯と親睦をはかるをもって目的とする。

第3章 事業

第3条 本会の目的を達成するため、下記の事業を行う。

1. 電気事業の健全な発展の促進に関するPRの推進
2. 電気の利用者、供給者にとって好ましい負荷形成の推進
3. 電気使用合理化、電気安全に関する調査研究ならびに指導
4. 電気の特性を有効かつ経済的に利用した農業電化の推進
5. 電気知識の普及ならびに電気関係諸法令の周知
6. 電気事業に関する世論動向の把握とそれに対する対応
7. 講演会、講習会、見学会等の開催
8. 電気関係功労者の表彰
9. 本会のホームページ運用
10. その他理事会において必要と認めた事項

第4章 会員

第4条 本会の会員を分けて次の2種とする。

正会員 県内の一般電気消費者ならびに自家用電気施設者
特別会員 電気事業者ならびに関係官公庁・諸団体、その他理事会においてとくに認めた法人または個人

第5条 会員は細則に定められた所定の会費を納入するものとする。

第6条 本会への新規入会および脱会は随時できるが、入会、脱会の申し込み手続きは、所定の用紙を用いるものとする。

第7条 既納会費は返還しない。

第5章 役員および顧問

第8条 本会に下記の役員を置く。

会長	1 名
副会長	若干名
部会長	6 名
常任理事	若干名
理事	若干名
監事	3 名

理事、監事は総会において選任し、会長、副会長、部会長、常任理事は理事会において互選する。ただし任期の途中において辞任した常任理事、理事、監事の補充は、前任者の所属官公庁、団体、会社等から推薦されたものを理事会において選任する。

第9条 会長は、本会を代表し諸般の会務を統括する。

副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

部会長は部会の会務を統括する。

常任理事は本会の常務に参加し、理事は本会の重要会務を評議する。

監事は毎年定期総会前に会計を監査し、これを総会に報告する。

なお、必要あれば随時これを行う。

第10条 役員の任期は2期とし、1期は選任された総会から翌年度の総会までとする。ただし、再選をさまたげない。

役員の補充により選任された者の任期は、前役員の残任期間とする。

第11条 本会に顧問および技術顧問を若干名置く。

顧問は学識経験のあるもので、技術顧問は電気安全の啓蒙・普及に経験のあるものより、理事会の議を経て会長がこれを推薦し、総会の承認を得て委嘱する。顧問および技術顧問になった者が辞任したときは自然退任とし、後任については、理事会の議を経て会長がこれを推薦し、総会の承認を得て委嘱する。

第12条 技術顧問は会長の諮問に応じ、本会の会務に協力し、電気安全に関する知識・技術の啓蒙・普及などの指導をすることができる。

第13条 本会に1名を事務局長とする総合幹事3名を、部会に幹事若干名を置き、それぞれ会長、部会長がこれを委嘱する。

総合幹事は会長の、幹事は部会長の命を受け会務を処理する。

第6章 部会

第14条 本会の事業を遂行するため、商工部会、農電部会および各エリア部会（水戸エリア部会・土浦エリア部会・竜ヶ崎エリア部会・筑西エリア部会）の6部会を置く。

第7章 会 議

- 第15条 定時総会は毎年1回開催し、臨時総会は理事会の決議ならびに支部の過半数の要請に基づき、随時これを開催することができる。
- 第16条 総会、理事会、常任理事会は会長がこれを召集する。なお、各議会の対象者は下記のとおり。
- 総 会：正会員および特別会員
- 常任理事会：会長、副会長、部会長、常任理事
- 理 事 会：会長、副会長、部会長、常任理事、理事
- 第17条 会議の議長は総会、理事会、常任理事会は会長がこれを行い、出席者の半数をもって決し、可否同数のときは議長が決定する。

第8章 会 計

- 第18条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第19条 本会の経費は会費、寄付金およびその他の雑収入をもって充当する。
- 第20条 本会の予算および決算は総会において報告し、その承認を得るものとする。

第9章 附 則

- 第21条 本則の施行上必要な細則ならびに内規は、理事会の決議をもってこれを定める。
- 第22条 本則を変更しようとするときは、総会の決議を経ることを要する。

以上

附細則

茨城県電力協会細則（昭和49年4月1日改訂施行）
（昭和57年4月1日改訂施行）
（平成27年7月1日改訂施行）
（平成28年4月1日改訂施行）
（令和2年4月1日改訂施行）
（令和4年6月8日改訂施行）

第1条 会員は会費として、当該年度の会費を下記区分により、毎年7月末日までに納入するものとする。

1. 正会員の会費は次のとおりとする。

契約電力別

低圧会員（50kW未満）	2,000円
200kW未満	4,000円
500kW未満	5,000円
1,000kW未満	6,000円
2,000kW未満	8,000円
3,000kW未満	9,000円
5,000kW未満	13,000円
7,000kW未満	14,000円
10,000kW未満	16,000円
15,000kW未満	20,000円
20,000kW未満	25,000円
20,000kW以上	30,000円

2. 特別会員の会費は実情に応じ理事会においてその額を定める。

第2条 前条の契約電力は、東京電力エナジーパートナー株式会社から、その年の3月末現在として報告された資料等により事務局が確認した値とする。

第3条 会則第1章第1条に基づいて設置された事務局の運営は、別に定める事務局運営規定によるものとする。

第4条 会則第6章第14条に基づいて設置された部会の運営は、別に定める部会運営規定によるものとする。

第5条 会則第3章第3条第8項の功労者の表彰に関する規定は、別に定める表彰規定によるものとする。

以上

事 務 局 運 営 規 定

- 第1条 本規定は会則第1章第1条により制定するものとする。
- 第2条 事務局の構成は次のとおりとする。
総合幹事 3名
- 第3条 事務局には専任事務員をおくことができる。
専任事務の処遇その他は理事会において決める。
- 第4条 事務局の運営は会長監督のもとに総合幹事がこれを行う。
- 第5条 事務局の業務は、次のとおりとする。
1. 協会経理に関する事項
2. 協会事業総括に関する事項
3. 協会会報に関する事項
4. その他協会運営のための事務局に関する事項
- 第6条 事務局は別に定める様式により、年度半ばに事業および収支を会長、部会長ならびに常任理事に報告するものとする。
- 第7条 事務局の経費は総会の承認を受けなければならない。
- 第8条 本会が保有する会員名簿等に類する個人情報、本会の事業活動以外の利用を禁止し、事務局は適正かつ責任を持って管理・運用しなければならない。

以上

部 会 運 営 規 定

- 第1条 本規定は会則第6章第14条に基づいて制定するものとする。
- 第2条 商工部会、農電部会およびエリア部会は、部会の事業遂行のため、幹事会を設置することができる。
- 第3条 幹事会には幹事若干名をおき、幹事は部会長がこれを委嘱する。
- 第4条 商工部会の幹事会は、一般社団法人日本電気協会関東支部等と連携し、次の事業を行う。
1. 電気事業の健全な発展の促進に関するPRの推進
 2. 電気の使用者、供給者にとって好ましい負荷形成の推進
 3. 電気使用合理化、電気安全に関する調査研究ならびに指導
 4. 電気知識、安全知識の普及ならびに電気関係諸法令の周知
 5. 電気事業に関する世論動向の把握とそれに対する対応
 6. 住宅、商店等新しい照明方法のコンサルティング
 7. その他理事会において必要と認めた事項
- 第5条 農電部会の幹事会は、一般社団法人農業電化協会等と連携し、次の事業を行う。
1. 電気事業の健全な発展の促進に関するPRの推進
 2. 電気の特性を有効かつ経済的に利用した農業電化の推進
 3. 電気の使用者、供給者にとって好ましい負荷形成の推進
 4. 開拓ならびに土地改良事業の推進
 5. 優良な農業機械、電気機器の紹介推薦
 6. その他部会が必要と認めた事項
- 第6条 エリア部会の幹事会は、本会則第2条および第3条の趣旨に則り、各エリアに応じた事業を行う。
- 第7条 部会の幹事会は部会長が召集し、これを行う。
- 第8条 部会の幹事は、総合幹事と連携して次の事項を行う。
1. 部会行事推進上の企画に関する事項
 2. 部会長から委嘱された事項

以上

表 彰 規 定

この規定は会則第3条8項および細則第5条に基づき制定する。茨城県電力協会の
行なう功労者表彰は本規定によるものとする。

1. 表彰のとき

表彰は協会の通常総会において行うことを原則とする。ただし、必要に応じて理事会の議を経て、適当なときに行うこともある。

2. 表彰の方法

表彰は次の二通りとする。

(イ) 会長名をもって単独に表彰するもの。

(ロ) 関係官公庁の長、または会社、団体の長と会長との連名をもって
行うもの。

3. 被表彰者の推薦

被表彰者の推薦は役員が行うものとする。

4. 被表彰者の選考および決定

被表彰者の選考、および被表彰者の決定は、理事会において行うが会長が必要と認めた場合はこれを行い、事後、理事会の承認を得るものとする。

5. 推薦基準

被表彰者は電力利用による諸産業の生産向上などに寄与した者、および協会事業運営に関与し特に功績あった者とし、下記事項のいずれかに該当するものとする。

(イ) 永年にわたり当協会事業運営に尽力し、特に功績のあった者

(ロ) 各部会の理事会において必要と認めた者

(ハ) 電気使用合理化について他の模範となる施策を行った者

6. 表彰の形式

表彰は表彰状または感謝状をもって行い、副賞を附することがある。

7. 推薦の方法

下記形式の推薦調書を作成し、理事会に提出する。

被表彰者の氏名（ふりがなをつける）

生年月日

現住所または勤務先

略歴（主として協会および電気に関する職歴）

推薦理由（箇条書きとする）

以上